

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 5 月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第37号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成29年香川県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2の表中第17条の改正規定を次のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| 第17条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ネ及びナに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。 | 第17条 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、外国人要保護者等に係る令第19条第1号ソ及びツに掲げる情報に準ずる情報並びに特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報とする。 |

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。